

平成 19 年度実施

平成 18 年度事務事業 外部評価結果

報 告 書

《教育委員会関係抜粋》

平成 19 年 11 月

野洲市行政評価外部評価委員会

I 外部評価の実施方法

1 外部評価の実施体制等――効率的な評価の実施のために

平成 18 年度の事務事業の総数は約 950 件であり、市の所管課においては、これらすべての事務事業を対象に、第 1 次の内部評価をすでに行っています。

外部評価については、この第 1 次の内部評価が実施された後、次年度予算の編成を前にした第 2 次の内部評価が行われるまでという、大変限られた期間に行う必要があったため、すべての事務事業を対象に評価・検証を行うことは困難と判断しました。

そのため、次に示すように、評価対象事務事業の選定（絞込み）を行い、さらに班別による分業とすることで、効率の良い、また精度の高い評価・検証となるように努めました。

(1) 班別の分業による実施

野洲市行政評価外部評価委員会要綱（平成 19 年野洲市告示第 94 号）の規定に基づき、評価・検証については班別による分業で実施しました。なお、各班における評価・検証の結果は、最終の全体会議で確認し、委員長が決定しました。

(2) 班体制の具体と各班の評価担当事項の設定

班別の分業については、9 人の委員が 4 班に分かれることとし、そのうち学識者で構成する班については「特定課題評価」を担当しました。他の 3 つの班は「分野別評価」を担当しました。

① 「特定課題評価」

複数の施策に共通する特定の課題又は各事務事業に横断する特定のテーマ（視点）を取り上げ、それに応じた評価項目等を定めて実施するもので、今年度については「補助金」の評価・検証を実施しました。

② 「分野別評価」

全事務事業を対象にそれぞれ担当の政策・施策分野に持ち分かれ、事務事業評価表を基準にした評価を実施しました。今年度の「分野別評価」については、次の区分により、各 3 つの政策分野を持ち分かれて評価・検証を実施しました。

○ 「特定課題評価」及び「分野別評価」の班別分業（平成 19 年度）

区分	班	担当事項	委員数
特定課題評価	A	補助金	3 人
分野別評価	B	子育て・教育・人権	3 人
	C	福祉・安全・産業	3 人
	D	都市基盤・行政運営・環境	3 人

(3) 評価対象事務事業の選定（絞込みの実施）

① 「特定課題評価」における対象事務事業選定の方法

平成 18 年度に市が実施した補助金交付事業（172 件）のうち、市費のみで実施するソフト・ハード事業補助金（*）59 件を選定して実施しました。

○ 「特定課題評価（補助金）」における対象事務事業の選定結果

全補助金事業	うち市単独事業	うちハード・ソフト 事業補助
172 件	113 件	59 件

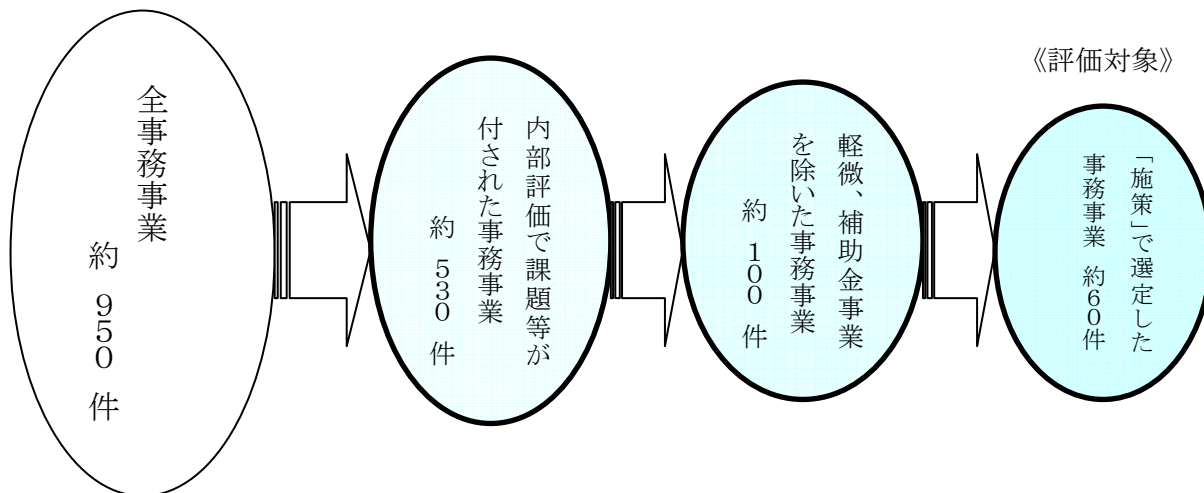
* 事業補助金とは…団体や個人が行う公益性の高い事業に対する補助金等をいう。これに対して、公益性の高い団体の運営経費に対する補助金等を「団体補助金」と呼んでいる。

② 「分野別評価」における対象事務事業選定の方法

平成 18 年度実施の事務事業の第 1 次の内部評価の結果において、何らかの課題及び改善提案が付された事務事業（529 件）から、その改善提案の内容が事務担当の内部処理に関するものなどで軽微と考えられるもの（350 件）及び補助金に係るもの（別に「特定課題評価」で実施することから（71 件））を除いた残りの事業（108 件）を選定しました。

さらに、次年度等に向けて特に評価・検証を実施しておく優先度が高いと考えられる「施策」を各班で選定し、それに該当する事務事業（64 件）に絞り込んで実施しました。なお、各班において選定した施策とその根拠等については、次項に述べるとおりです。

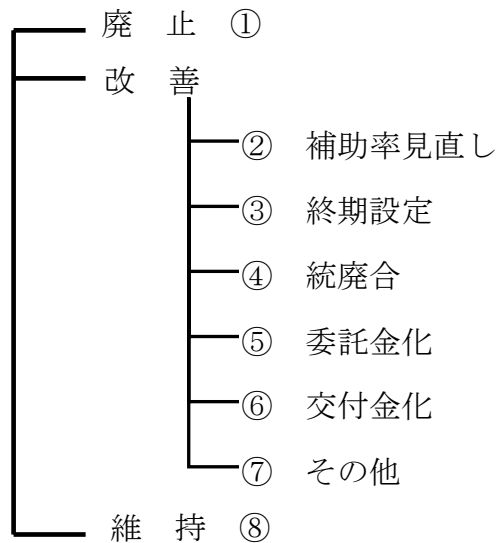
○ 「分野別評価」の対象事務事業の絞込みイメージ



2 外部評価の実際

(1) 「特定課題評価」の実際

「特定課題評価」については、対象のソフト・ハード事業補助事業 59 件個々の現状等について、事務局が所管課に対して事前にヒアリングを実施し、その結果等を参考にして、委員が次の①～⑧の区分に分類する方法で実施しました。また、必要に応じて、各事業の見直し等に関わって留意すべきと考える事項を「意見」として付記しました。



(2) 「分野別評価」の実際

① 所管課に対するヒアリング形式による実施

「分野別評価」については、事務事業評価表に基づき、班別会議の場で委員から所管課に対して直接ヒアリングする方法で実施しました。そして、ヒアリングの後、委員間で協議し課題等を整理した上で、今回検証すべきと考えられる評価項目のみを評点する方法で実施しました。

② 評価項目

分野別評価の評価項目は、内部評価と同様、「必然性・必要性」、「制度・事業内容の合理性」、「事業コストの効率性・受益者負担の適正性」、「協働の拡大・行政関与の縮小余地」としました。評点は5段階で行い、平成 18 年度の実績状況を鑑みて、期待する水準 5 点満点に対してどの程度であったかを各班の合意により決定しました。

・必然性・必要性

…市民ニーズ、社会的要請、法令に照らしてこの事務事業の実施の必然性・必要性はどの程度か。

- ・制度・事業内容の合理性
 - …この事務事業の制度・事業内容、事業規模は、市民ニーズ・社会的要請・法令にあって、十分に合理的に構築されているか。
- ・事業コストの効率性・受益者負担の適正性
 - …この事務事業の執行において、経費・時間・手際などコストの上で非効率な点はあるか。また、受益者負担の拡大などの必要性はないか。
- ・協働の拡大・行政関与の縮小余地
 - …この事務事業に、市民活動との連携強化、市民（団体）の主体性の拡大、また、民営化・民間移譲等の実施、行政関与の縮小の必要性はないか。

(3) 平成 19 年度実施「分野別評価」の対象とする施策の選定

限られた時間の中で、効率的に精度の高い外部評価・検証を実施するため、次年度等に向けて、特に評価・検証実施の優先度が高いと考えられる「施策」を、各班で次のとおり選定しました。

① 【B班――子育て・教育・人権】

○人権の尊重と恒久平和の実現

○同和問題の解決

○男女共同参画社会の推進

…平成 19 年 10 月に施行されたまちづくり基本条例において、人権尊重の社会づくりが基本理念として定められたことに鑑み、その具現化のために関係事務事業を評価・検証する必要があると考えられたため。

○子育て・子育て支援の充実

…平成 20 年度の市の予算編成方針において、重点施策として位置付けられたことから（選定当時は見込み）、現行の取組みについての評価・検証が必要と考えられたため。

② 【C班――福祉・安全・産業】⇒教育委員会該当ナシ

○健康づくりの推進

…平成 20 年度に健診・保健指導制度の大幅な変更が予定されており、現行の取組みについての評価・検証が必要と考えられたため。

○高齢者福祉の推進

…平成 20 年度に高齢者福祉保健計画（平成 21 年度から発効）の改定に向けた作業が開始されることとなっており、現行の取組みについての評価・検証が必要と考えられたため。

③ 【D班――都市基盤・行政運営・環境】⇒教育委員会該当ナシ

○地球環境の保全

- 水・緑環境の保全と創造
- リサイクルの推進
- 市民活動の促進
- 市民との情報共有の推進
- 効率的な行政運営

…平成 19 年 10 月に施行されたまちづくり基本条例において、環境に配慮したまちづくりが基本理念として定められたこと、及び協働のまちづくりを進めるために、市民活動の促進や自治会のあり方、行政と市民の情報共有や市職員の役割についての規定がなされたことに鑑み、条例の具現化のために関係事務事業を評価・検証する必要があると考えられたため。

Ⅱ 外部評価結果

(1) 【A班—特定課題評価 補助金交付事業】

No.	事業番号	補助金の名称	所 管 課	外部評価結果	評価に係る主な意見
34	125	小学生修学旅行補助金	教育委員会 教育総務課	〈維持〉	<ul style="list-style-type: none"> ・給食費の不払い者への対応と当補助金の支給は同次元の課題ではないが、市民感情を鑑みては、何らかの検討を要するものである。 ・子どもに対する補助は、時代の要請から考え当面は慎重に対応すべき。
35	127	小学校各種研究会補助金	教育委員会 教育総務課	【改善等】 統合	<ul style="list-style-type: none"> ・事務の簡素化が必要であり、同種の補助と統合すべきである。
36	128	中学生修学旅行補助金	教育委員会 教育総務課	〈維持〉	<ul style="list-style-type: none"> ・No.125 に同じ
37	129	生徒用通学用ヘルメット補助金	教育委員会 教育総務課	〈維持〉	<ul style="list-style-type: none"> ・生徒の安全確保は大切である。 ・ヘルメットを着用していない生徒が見受けられる。補助と同時に着用の徹底をすべきである。
38	131	中学生各種大会等選手出場補助金	教育委員会 教育総務課	〈維持〉	
39	132	中学校各種研究会補助金	教育委員会 教育総務課	【改善等】 統合	<ul style="list-style-type: none"> ・No.127 に同じ
40	133	幼稚園各種研究会補助金	教育委員会 教育総務課	【改善等】 統合	<ul style="list-style-type: none"> ・No.127 に同じ
41	134	社会同和教育推進モデル地区事業補助金	教育委員会 生涯学習課	【改善等】 補助額及び 交付団体数の見直し	<ul style="list-style-type: none"> ・地区別懇談会の職員支援体制を人権施策だけでなく、もっとまちづくりの全分野に活用すべきである。 ・同和行政の見直しが必要である。 ・広報紙等で取組状況の市民への周知が必要である。 ・10万円の補助は高額であり、交付を受けた側も十分に活用しづらいのではないか。 ・人権問題は知ることにより理解が深まる。当補助は大切な取組であるが、市としてどれだけ有効か検証すべきである。

No.	事業番号	補助金の名称	所 管 課	外部評価結果	評価に係る主な意見
42	144	野洲市人権教育研究大会補助金	教育委員会 人権教育課	【改善等】 経費の見直し	・講師料が高すぎると思われる。
43	147	市指定文化財維持管理事業補助金	教育委員会 文化財保護課	〈維持〉	・市の文化行政に対する認識の高さを判断する上でも、必要な補助である。 ・当該文化財の管理者の立場に立つと、市が重要な文化財として指定した以上、維持すべき補助である。
44	148	文化財保存技術伝承事業補助金	教育委員会 文化財保護課	〈維持〉	
45	150	全日本マスターズ駅伝滋賀大会補助金	教育委員会 スポーツ振興室	【評価対象外】 単年度事業補助	
46	154	全国スポレク祭滋賀2008事業補助金	教育委員会 スポーツ振興室	【評価対象外】 単年度事業補助	
47	155	日本スポーツマスターズ2007びわこ大会補助金	教育委員会 スポーツ振興室	【評価対象外】 単年度事業補助	

(2) 【B班—分野別評価 子育て・教育・人権】

No.	事務事業の名称	所管課	外部評価結果【1低い⇔5高い】				評価に係る主な意見
			※「-」は今回検証しなかった項目				
			然 性 必 要 性 ・ 必	の 合 理 性 制 度 ・ 内 容	適 正 性 コ ス ト の	さ 組 の 充 分	協 働 の 取
9	地域教育協議会 ※放課後子ども教室 を想定した評価	生涯学習課	5	5	5	5	<ul style="list-style-type: none"> 事業全般として高く評価する。異年齢の交流を推進する観点からも評価できる事業である。この事業の優先順位は高いと考えられるので、可能な限り行政資源を充当して事業の発展に努めるべきである。 今後経常的な事業として運営していくのに当たっては、現場等の責任体制を明確にして、運営基盤を強化していくことが望まれる。 また、時々々の状況を勘案する必要はあるが、費用負担については、できる限り無料で実施していくよう努力をするべきであるとする。 地域との協働、人的資源の有効な活用がなされたことが、この事業の成果の向上に大きく貢献したと認識する。金銭的な措置のみではここまでの成果は得られなかったものと考えられ、そのことを今後とも重要視して運営される必要がある。 一部の市民の方からこの事業については、学童の待機待ち対応の事業として認識されているきらいがあるが、これまでの地域による取組の成果と意義を大切にすべきで、地域教育の推進事業としての機能を喪失しないように留意する必要がある。
10	こころの教育相談事業	ふれあい教育相談センター	5	4	-	-	<ul style="list-style-type: none"> 子どもの支援に関わっては、保護者の支援についても重視していく必要がある。例えば、地域において身近に相談できる人を紹介したり、地域活動への積極的な参画を指導していくことが有効であるとする。 問題の根本的かつスムーズな解決のためにも、父親の関わり

No.	事務事業の名称	所管課	外部評価結果【1低い⇔5高い】 ※「-」は今回検証しなかった項目				評価に係る主な意見
			然 性 必 要 性 ・ 必	の 合 理 性	制 度 ・ 内 容	適 正 性	
							<p>の強化について積極的に指導していくとともに、父親が参加しやすい事業設計にすることが必要である。</p> <ul style="list-style-type: none"> 小学生における不登校の要因として、親の夫婦関係等家庭事情に関連するものが多いという分析もあり、相談事業については、家族等周囲の人に対してもできる限りアクセスし、踏み込んだ相談指導を展開する必要があると考える。
11	巡回発達相談事業	ふれあい教育相談センター	5	4	-	-	<ul style="list-style-type: none"> 支援が必要な児童は増加している。巡回発達相談員の体制のほか、発達障がいを持つ子どもが、他の子どもと協調し自立して学校生活を営めるような支援体制の充実が必要である。 国際化に伴って近隣市では、外国籍の児童においても支援が必要な児童が増加している。野洲市でも外国人は増加しており、必要な対応を検討しておく必要がある。 公的機関等において発達障がいが発見されたあとの当該保護者の理解の醸成に引き続き努められるとともに、特に父親の理解や子育てへの参画を強化する必要がある。「父親参観」のような取組を進めていくことは有効であると考え。 親のみではなく、より多様な人が子どもと関わり持てるような環境づくりを図っていくことが必要であり、また、社会の構成員として認め合うため、障がいの正しい理解醸成に向けた地域社会での学習機会づくりも必要である。
12	通園・通学スクールバス運行事業	学校教育課	3	2	2	-	<ul style="list-style-type: none"> 市内の他学区でも同様に遠距離区域がある。合併後、一のまちとして、市民の中に不公平感が生じていると考えられ懸念される。また、幼稚園、保育園については個別送迎が基本となっているが、中主幼稚園のみに送迎があることに対しての他園の保護者から不公平感もあり、保護者の声を重視しつつ、

No.	事務事業の名称	所管課	外部評価結果【1低い⇔5高い】				評価に係る主な意見	
			※「-」は今回検証しなかった項目					
			然 性 必 要 性 ・ 必	の 合 理 性 制 度 ・ 内 容	適 正 性 コ ス ト の	さ 組 の 充 分	協 働 の 取	
								<p>徐々に格差是正を進める必要がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・じゅんかんバスの利活用に向けて、現行のダイヤ・運行ルート・運賃設定の見直しを実施し、安全対策を確保した上で代替事業として検討すべきである。 ・将来的に学区再編についても一つの手法として検討する余地はある。
13	預かり保育事業	学校 教育 課	5	-	2	-		<ul style="list-style-type: none"> ・当該事業の保育料については、保育園と比較して割安であるが、事業実施園が限られている（中主、三上のみ）ことから、地域間の不公平につながっている。見直しが必要である。 ・「預かり保育事業」の実施要因について、女性の社会進出を掲げていることは認識の誤りである。社会全体で子どもを支える制度の一つとして位置付けるべきである。

野洲市行政評価 外部評価委員会委員 名簿

(任期：平成 19 年 9 月 1 日～平成 21 年 3 月 31 日)

	委員区分	氏名（敬称略）	住所	性別	担当班	役職
1	第 1 号 (学識経験委員)	澤 康彦	野洲市小篠原	男	A / D	委員長
2		廣橋 容子	野洲市久野部	女	A / C	
3		若杉 貞子	守山市	女	A / B	
4	第 2 号 (公募)	勝島 裕美	野洲市久野部	女	B	
5		寺本 正文	野洲市近江富士	男	D	
6	第 3 号 (特認委員)	石塚 正治	野洲市吉川	男	C	
7		岩本 好彦	野洲市吉地	男	B	
8		小山 茂雄	野洲市三上	男	D	
9		島村 喜代子	野洲市小南	女	C	職務代理

野洲市行政評価外部評価委員会要綱

[平成 19 年野洲市告示第 94 号]

(設置)

第 1 条 市が実施する行政評価に関し、評価制度の透明性と評価内容の客観性を確保することを目的に、野洲市行政評価外部評価委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第 2 条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 市が実施した事務事業評価の内容の検証を行うこと。
- (2) 市が実施した事務事業評価の内容に関し、提言及び提案を行うこと。
- (3) 行政評価制度のあり方に関し、提言を行うこと。
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、市長が必要と認めた事項

(組織等)

第 3 条 委員会は、委員 9 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者の中から、市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 公募による市民
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める者

3 委員の任期は、委嘱の日の属する年度の翌年度の 3 月 31 日までとする。ただし、再任を妨げない。

4 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第 4 条 委員会に委員長を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 委員長に事故があるとき又は欠けたときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代理する。

(会議等)

第 5 条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者又は関係職員の出席を求めることができる。

3 委員長は、第 2 条に規定する所掌事項を効率的に処理するため、委員に分業を指示することができる。この場合において、委員は、その結果を委員長に報告するものとする。

(庶務)

第 6 条 委員会の庶務は、総務部企画財政課において処理する。

(その他)

第 7 条 この告示に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、委員長が会議に諮って定める。

付 則

この告示は、平成 19 年 7 月 1 日から施行する。